

令和８年度 釜ヶ渚地区町政懇談会

日時：令和８年８月６日（木）

午後７時～８時

場所：釜ヶ渚公民館

１ 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

２ 地区代表者挨拶 釜ヶ渚振興会 山形 隆 会長

３ 懇談会

（１）町からのお知らせ

- ・ごみ減量化のお願いと関連事業の紹介【資料１】
- ・町営バス AI オンデマンド運行(予約型運行)実証事業の実施について【資料２】

（２）意見交換

- ・地区からの協議事項【資料３】

〈参考資料〉

- ・富山県における新規就農者の確保に向けた支援体系（令和８年度版）【資料４】
- ・（県補助）稼げる！とやまの園芸産地支援事業【資料５】
- ・（国補助）地域資源活用価値創出整備事業【資料６】
- ・（国補助）元気な地域創出モデル事業【資料７】

４ 町議会議員挨拶 村井 一仁 議員

５ 閉 会

近年、ごみの収集運搬費や処理費、燃料費などの経費が高騰し、ごみ処理にかかる費用は年々増加しています。また、近隣市町村では、ごみの有料化を導入する動きが広がっています。立山町においては、「ごみの有料化」を検討する前に、まずは町民のみなさんに更なるごみの減量化にご協力いただきたいと思います。

1 立山町の現状

- ・富山地区広域圏事務組合へ支払う負担金が年々増加
- ・富山市、滑川市、舟橋村が「ごみ有料化」を導入予定

富山市、滑川市、舟橋村が
ごみ有料化を導入した場合
(立山町試算)

○市町村別可燃ごみ推定搬入量割合(%)

	R6	R7	R8	10%削減	20%削減
富山市	81.77	81.58	81.51	80.58	79.45
滑川市	7.24	7.39	7.40	7.32	7.21
立山町	5.76	5.73	5.76	6.33	7.02
上市町	4.56	4.61	4.62	5.07	5.63
舟橋村	0.67	0.69	0.71	0.7	0.69
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

○立山町の1kg(1世帯)当たりの可燃ごみ負担金

	R6	R7	R8	10%削減	20%削減
①年間推定搬入量(kg)	5,357,000	5,065,000	4,936,000	4,936,000	4,936,000
②推定搬入量割分負担金(80%相当)(円)	42,891,000	42,581,000	47,105,000	51,767,000	57,410,000
③人口割分負担金(20%相当)(円)	9,419,000	9,363,000	10,283,000	10,283,000	10,283,000
④負担金計(②+③)(円)	52,310,000	51,944,000	57,388,000	62,050,000	67,693,000
⑤1kg当たりの負担金(④/①)(円)	9.8	10.3	11.6	12.57	13.71
1世帯当たりの負担金(円)	5,473	5,399	5,926	6,363	6,942

このままでは、立山町が支払う広域圏負担金は更に増えてしまいます！
例えば、ごみの搬入量を10%(約500t、1世帯当たり約52kg/年)減らすことができれば、負担金の増加を抑えることができます！

◇ごみを減らすちょっとした工夫

- ・ごみの水分を減らす。
(台所の生ゴミは絞ってから捨てる。コーヒーの粉やお茶殻は一日乾燥させてから捨てる等)
- ・冷蔵庫の整理日を設け、食材の買い過ぎを防ぐ。
- ・草むしりや除草した草の土は落とす。できるだけ草の水分を飛ばす。
- ・洋服は、リユースショップ、フリーマーケットや店舗の自主回収事業を活用する。
- ・包装紙や紙袋は「紙容器包装回収」に、チラシや新聞紙は地域の小中学校が実施する「古紙回収」に出す。

2 ごみ減量化及びリサイクル推進に関する新たな取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機貸出事業
生ごみ処理機の普及を目的とし、生ごみ処理機を試してみたい方に2週間、貸し出します。

家庭用生ごみ処理機を購入された方に、購入費用の一部を
たてぽで補助しています。
対 象：生ごみ処理機(微生物型および乾燥型)購入費
補助額：購入金額の1/2(上限40,000ポイント)

併せて実施中

- ・古紙回収ステーションの設置(2箇所)
学校敷地内にどなたでも利用できる古紙回収ステーションを設置します。
(立山北部小学校・雄山中学校)
- ・剪定枝回収作戦
10月及び11月の日曜日に各1回、令和9年3月の日曜日に2回、環境センター
で剪定枝(竹を含む)を回収します。(1kgあたり、たてぽ4Pを付与)

3 家庭ごみの収集区分の変更(令和8年4月～)

対象品目	3月まで	4月から
ライター・スプレー缶	燃やせないごみ	リサイクル
小型充電式電池 (リチウムイオン電池など)	住民課・環境センター へ持ち込み※	リサイクル (※も継続)
プラスチック製品 (包装容器以外のプラ製品)	燃やせるごみ	プラスチック資源

リサイクル[月1回の収集]

充電式電池(ビニールテープ等で絶縁処理してください)

Ni-Cd
ニカド電池

Ni-MH
ニッケル
水素電池

Li-ion
リチウム
イオン電池

※乾電池は「燃やせないごみ」です

ボタン・コイン
型電池
(ビニールテー
プ等で絶縁処理
してください)

破損・液漏れしたものは
発火の危険性がある
ため他の電池とは別に
して出してください。

ライター
電子たばこ

スプレー缶(必
ず缶に穴を開け
てから出してく
ださい)

今年度、芦峯寺線を除く町営バス「定時定路線」型の5路線を、AIが予約状況に応じた運行ルートを選択するデマンド運行（AIオンデマンド運行）に変更する実証事業を行います。通勤通学時間帯の交通手段を確保するため、伊勢屋線の朝の2便（平日のみ）及び北部循環線の朝の1便については、「定時定路線」として現行どおり運行する予定です。

1 立山町の現状

立山町では現在、定時定路線型の町営バスを6路線運行していますが、利用者の減少、運行経費の高騰、運転手不足等により事業環境は大変厳しいものとなっています。こうした状況の中でも、高齢者などの日常生活を支える重要な公共サービスである町営バスを維持確保していくことが必要不可欠となっています。

2 AIオンデマンド運行とは

	路線バス	AIオンデマンド運行	タクシー
運行路線	既定路線のみ運行 （ダイヤ通りの運行）	どこでも自由に運行 （AIが最適ルートを自動生成）	どこでも自由に運行
予 約	予約不要	電話やアプリで事前に予約	必要に応じて予約
時 刻 表	あり	なし	なし
乗降場所	バス停	専用の乗降ポイント	どこでも可

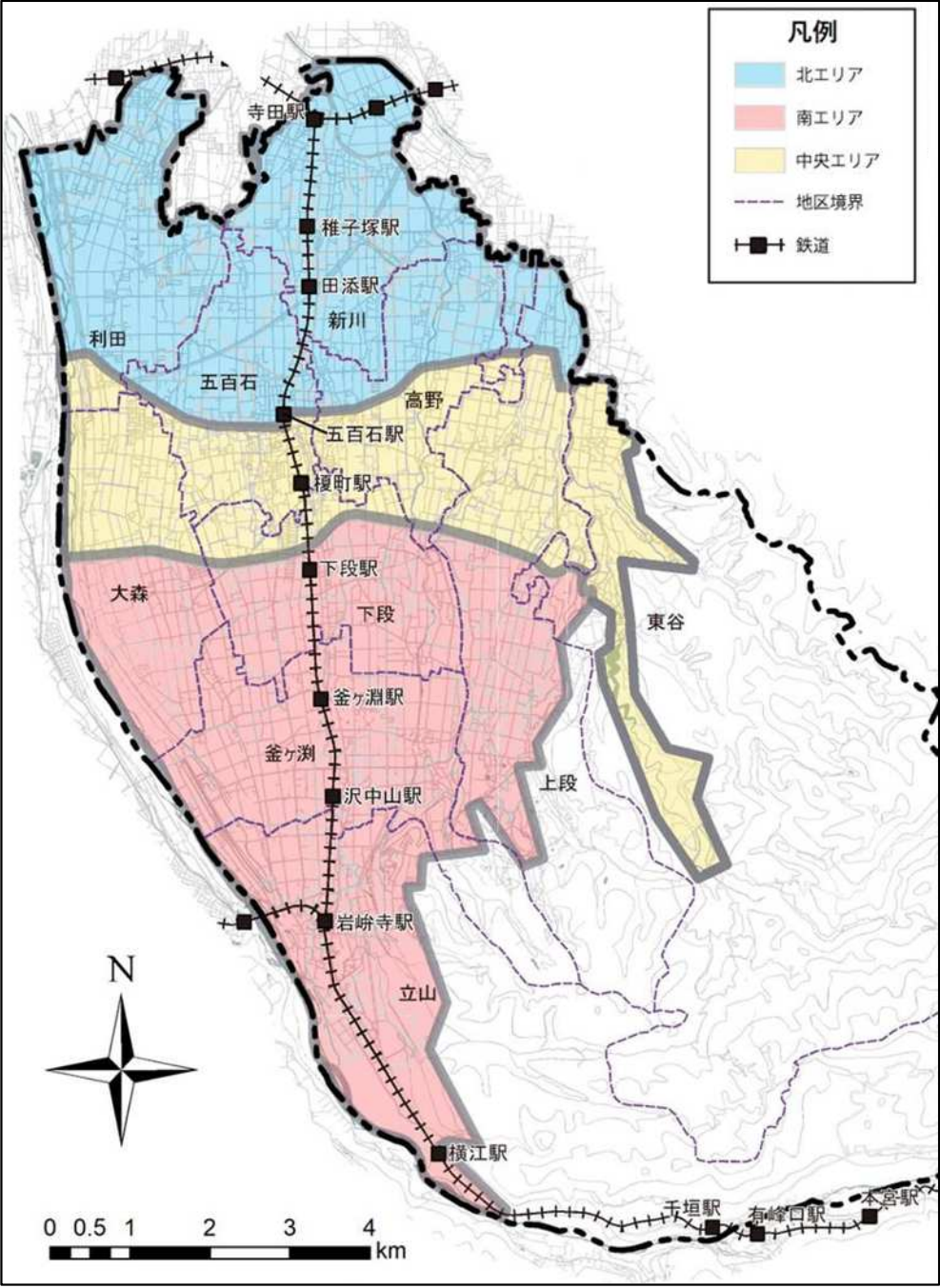
3 AIオンデマンド運行開始に伴う変更点

現 行（定時定路線型）			変更後（デマンド型）：令和8年10月中旬～		
	平 日	土		平 日	土
伊勢屋線	1便 6：20～ 2便 7：30～	1便 6：20～ 2便 8：02～	▶ 定時定路線型	1便 6：20～ 2便 7：30～	（廃止）
	3便～8：49～	3便～9：53～	▶ デマンド型	8：00～18：00	（廃止）
北部循環線	1便 7：12～	—	▶ 定時定路線型	1便 7：12～	—
	2便 17：28～	—	▶ デマンド型	8：00～18：00	—
吉峰線	8：16～17：09	9：46～17：09	▶		（廃止）
利田・大森線	8：41～17：41	—	▶ デマンド型	8：00～18：00	—
新川・下段線	9：10～16：53	—	▶		—
芦峯寺線	6：13～19：27	7：30～17：57	▶ 定時定路線型	変更なし	変更なし

4 実証事業の概要（案）

実施期間	令和8年10月中旬から令和9年3月末まで		
運行時間	午前8時から午後6時まで		
運 行 日	月～金（祝日、12/29～1/3 除く）		
運行エリア	新川地区から横江集落（立山地区）までを3エリアに区切る（裏面参照）		
車 両	町所有車両（普通車3台を購入） ・運行業務は町内交通事業者へ委託		
予約方法	・コールセンターへの電話予約（月～金：午前8時30分から午後3時まで） ・インターネット予約（24時間）		
利 用 者	全ての方にご利用いただけます（事前に会員登録が必要）。		
	運 賃 (円／回)		
	対 象	2エリアまでの乗車	3エリアの乗車
	通常料金	700 円	900 円
	立山町民割引 （在勤・在学含む）	▲200 円	▲200 円
	障害者・学生※割引 ※小・中・高校生	▲200 円	▲200 円
	未就学児	無料（保護者同伴時のみ利用可）	
支払方法	現金、回数券、たてポカード		
停 留 所 （乗降場所）	①公共施設（役場、公立公民館、学校、保育園など） ②富山地方鉄道の駅（町内11駅） ③富山地方鉄道のバス停（7カ所） ④各集落公民館（現在、区長に照会中） ⑤協賛いただける病院、小売店、飲食店等 合計：250カ所程度を想定		
住民説明会	町元気交流ステーション（みらいぶ）、開催を希望される自治会、団体など R8.8月下旬から開始 ※8月広報配布にあわせて案内文書を回覧中		

5 AIオンデマンド運行（予約型運行）エリア（案）



6 AIオンデマンド運行の利用方法

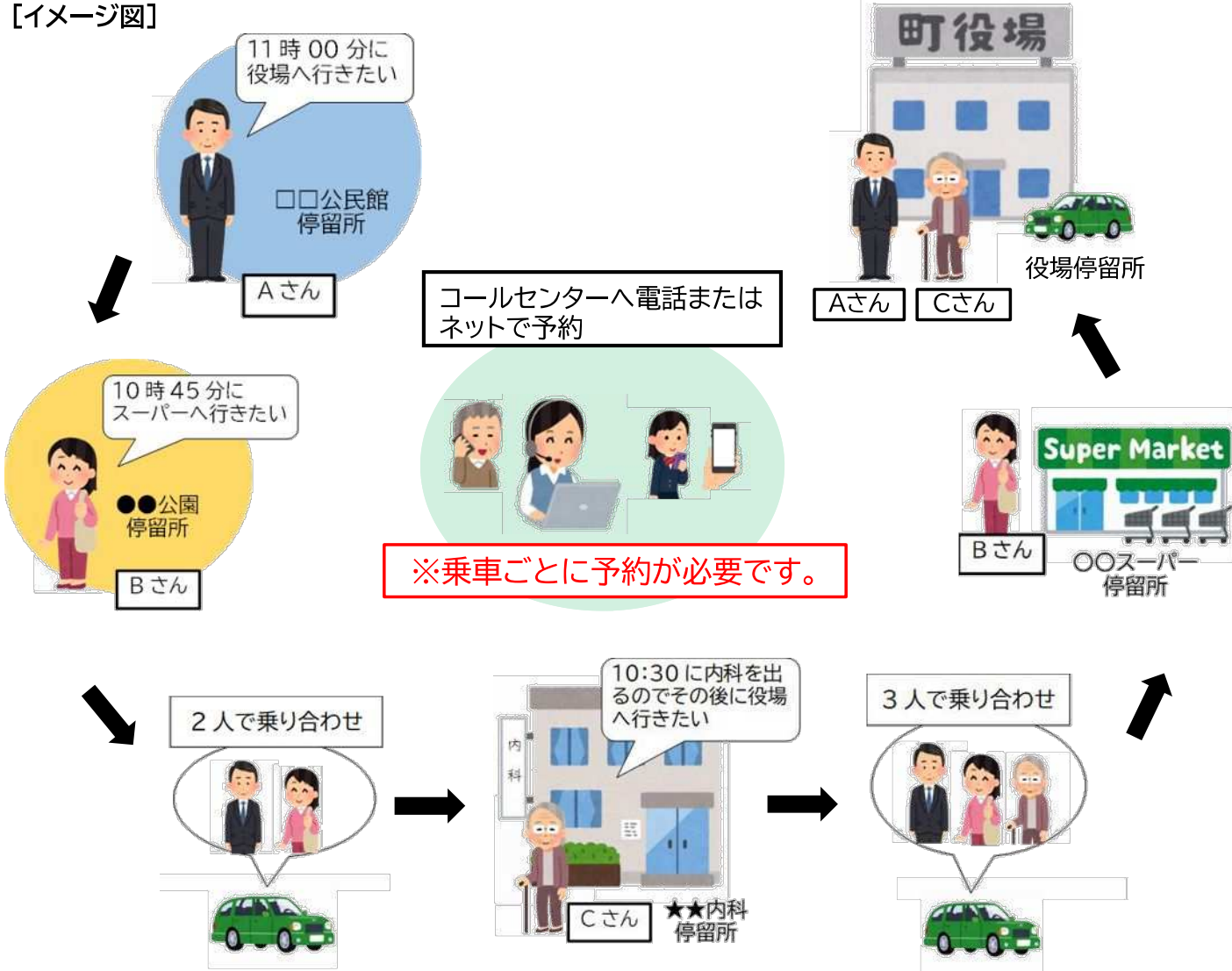
【ご利用方法(手順)】

- 手順① 希望する乗車・降車停留所とその日時を「電話」又は「インターネット」で予約

手順② 予約した日時に停留所で乗車

手順③ 車内で運賃を支払い、予約した停留所で降車

【イメージ図】



参考 交通ポイントの助成について（令和8年度立山町補助金ガイドより）

タクシーや町営バスでの移動にかかる費用の一部をたてぽで助成

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の免許を持たない方または免許返納者
- ・18歳以上で精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
- ・18歳以上で身体障害者手帳1、2級（下肢、体幹、視覚）をお持ちの方

【助成額】 2,000ポイント／月付与
※偶数月に4,000ポイント（2か月分）付与

【問い合わせ先】 健康福祉課 社会福祉係 076-462-9954

令和 8 年町政懇談会 8 月 6 日（木） 19：00 から釜ヶ淵公民館にて

協議題 1 農業を基盤とした地域環境の保全・維持に取り組むために

地区の取組

釜ヶ淵みらい協議会がコミュニティガーデンや釜の蔵での活動を通して、地域コミュニティの維持形成、特産品の創造に努力しているが、今後、耕作放棄地の拡大や地域農業の担い手減少が懸念される。そこで以下の対策を講じる。

- ① 就農もしくは半農半 X を志す若手を中心とした関係人口を増やす
- ② 地域特産品としてサツマイモの栽培面積を拡大し、6 次産業化を推進する

行政への期待

- ① 立山町として農業に関わる関係人口を増やす方策を早急に立てて、町民に示してもらいたい。
- ② 特産品の生産が軌道に乗るまでの財政的な支援をお願いしたい。

協議題 2 小学校が統合となった後の学童施設の維持と通学方法の見通しについて

地区の伝統と現状

釜ヶ淵地区は地域住民が教育振興会費や PTA 協力金を小学校に納めてきた伝統がある。また学童の教育施設「ひばり野」の活動、交通安全見守、保護者や地域住民による教育活動支援など児童を支える伝統も厚い。

小学校の統合が迫っている現状を踏まえるとうこうした伝統をどういう形で守っていくのか、また守っていけるのか岐路に立っている。

行政への期待

- ① 統合となった場合、放課後の学童施設「ひばり野」は閉鎖となるのか、見通しを示してもらいたい。
- ② 通学方法はどのような形になるのか示してもらいたい。

＜富山県における新規就農者の確保に向けた支援体系（令和8年度版）＞

就農相談／啓発／体験

技術修得（カレッジ、先進農家研修）

就農／経営発展



稼げる！とやまの園芸産地支援事業（91,850 千円）

農産食品課

1 趣旨

水田での園芸生産の拡大や次世代まで続く園芸産地の育成を図るため、①市町村、JA、農業者が一体となった園芸振興方策（稼げる！園芸産地プラン）の策定・実践、②産地をけん引する経営体（リーディング経営体）の育成とその取組みの波及、③農業支援サービスの活用拡大による労働力確保、④新規生産者等に対する研修体制の整備等を支援する。

2 事業概要

(1) リーディング経営体育成体制強化事業（3,850 千円）

①リーディング経営体育成体制強化

○内容：稼げる！園芸産地プランの実践とリーディング経営体の自主的な経営発展を促すために必要な地域の体制強化に向けた取組みを支援

○事業費：400 千円×15 市町村×県 1/2

○事業主体：市町村

②リーディング経営体横展開促進

○内容：リーディング経営体の育成とその取組みの波及による稼げる産地づくりに向けた普及指導員の園芸指導力強化（県推進費）

(2) リーディング経営体ステップアップ加速化事業（10,000 千円）

○内容：リーディング経営体の育成に向けた経営体の発展段階に応じた取組みを支援

○事業費等：

タイプ	対象品目	事業主体	成果目標	事業内容	標準事業費・箇所数	補助率
チャレンジ ①	水田園芸拡大品目 (たまねぎ、にんじん、キャベツ、さといも) 地域振興品目 (産地プラン策定品目) SDGs ⑤	生産出荷組織、法人、認定農業者、認定新規就農者	対象品目の新規作付け 1 品目 20a 以上	機械レンタル代、資材費等	600 千円 ×50 か所 (うち機械化実証 10 か所)	県 1/3 市町村 1/6
フォワード ②		リーディング経営体、リーディング経営体候補、産地プラン策定産地	単収又は上位等級比率の10%以上の向上	新技術の導入、実証ほの設置等		
アタック ③			水田園芸拡大品目及び地域振興品目の前後作への園芸品目の新規導入	前後作利用、リーディング経営体の派遣費等		
スプレッド ④			園芸品目の販売額の10%以上の増加	展示ほの設置、研修会の開催等		
SDGs ⑤			販売単価の5%以上の向上又は生産原価の5%以上の削減	環境にやさしい技術実証費		

(3) 園芸産地スケールアップ事業（52,000 千円）

○内容：産地の規模拡大等に必要な省力機械等の導入や施設整備を支援

○事業費等：

対象者	要件	標準事業費	補助率
産地プランを策定し、かつ県水田園芸拡大品目を作付する産地	・国事業の要件を満たさないこと ・作付面積の2ha以上の拡大	18,000 千円/箇所 (県費上限 6,000 千円)	県 1/3、 市町村 1/6
産地プラン策定産地	販売金額の15%以上向上	15,000 千円/箇所 (県費上限 5,000 千円)	
	生産原価の10%以上削減	15,000 千円/箇所 (県費上限 5,000 千円)	

○事業主体：生産出荷組織、法人

(4) 農業支援サービス活用拡大事業（1,000 千円）

○事業内容：園芸作物の生産における労働力不足を解消するため、農業支援サービスの受入れ環境整備とサービスの活用拡大に向けた取組みに支援

○事業費：①受入環境整備助成：600 千円（400 千円×1/2×3 か所）

②啓発研修会、検討会等の開催：400 千円（委託費、県推進費）

(5) チャレンジファーム事業（25,000 千円）

○事業内容：新規生産者の技術習得のための研修ハウスの新規導入、既存ハウスの改良を支援

○事業費：50,000 千円×1 ヶ所×1/2

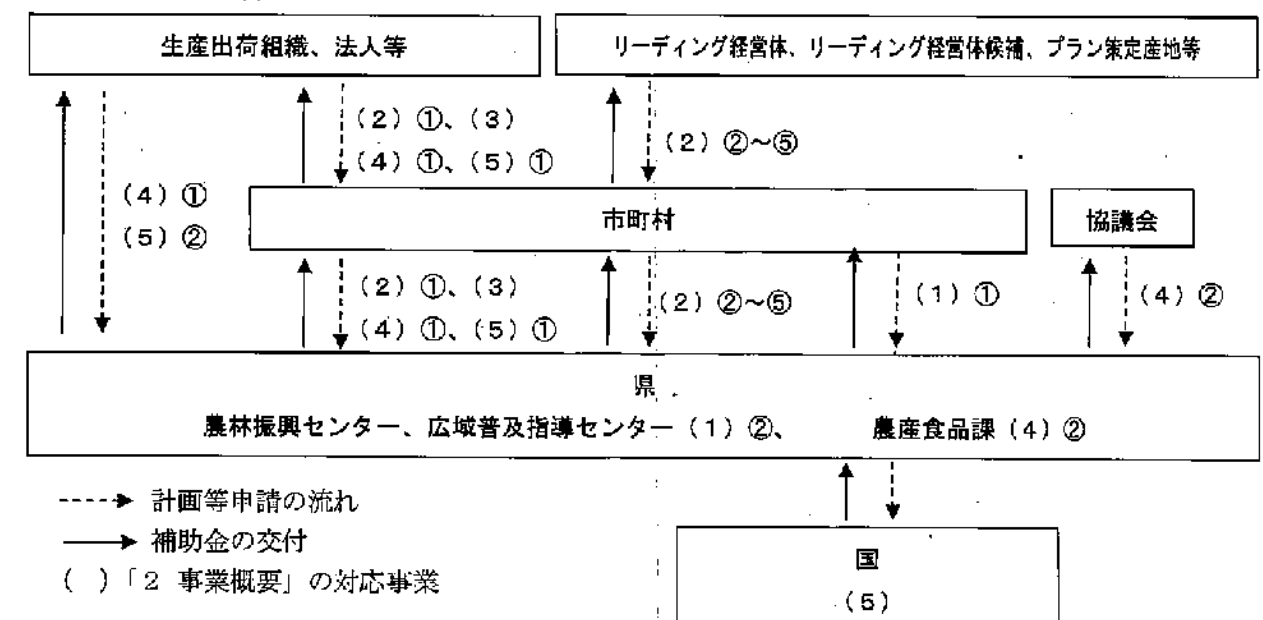
(国：①産地生産基盤パワーアップ事業・②データ駆動型農業の実践・展開支援事業)

○事業主体：JA、園芸産地プラン策定産地等

3 事業実施期間 (1)～(3)、(5) 令和7年度～8年度

(4) 令和7年度

4 事業推進体制フロー図



＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【定住促進・交流対策型】

【産業支援型】

＜事例集＞ ＜ガイドブック等＞

＜パンフレット等＞



＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課

（03-3501-0814）

（2の事業） 都市農村交流課

（03-6744-2497）

＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

○計画主体 都道府県、市町村※1

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

○事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
- ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備

太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

15

■ 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

○定住促進・交流対策型では、農山漁村への定住や都市と農山漁村の交流の促進による地域の活性化のために必要な事業（ハード整備）を支援。定住促進または交流促進の目的に応じて、様々な施設整備が可能。

＜ハード対策＞

事業実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農林漁業者団体
- ・計画主体が指名した民間団体ほか

事業実施期間：原則3年間

交付率：1/2等

上限：4億円（国費）

その他：延べ床面積29万円/m²以内

延べ床面積計1,500m²以内

【事業目標の設定】

- ・申請の際に各対策に応じた以下の目標を設定していただきます。
- ・事業実施後に自己評価していただき、目標が達成していない場合は、達成まで改善を続けていただきます。

定住
促進
対策

- ・雇用者数の増
- ・販売額の増
- ・定住人口の維持・増

交流
対策

- ・滞在者数の増
- ・販売額の増
- ・交流人口の増

定住促進対策



ハウス



集出荷・貯蔵・加工施設



高性能林業機械



直売所・農家レストラン



農作業の体験施設



指定棚田地域の保全整備

交流対策



地域特産品の加工体験施設



廃校を利用した交流施設



自然環境保全・活用施設

※計画主体は都道府県または市町村（農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要）です。

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



<対策のポイント>

中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

【計画期間：3年（事業期間：1年）、交付率：定額、1/2以内（上限3,000万円）】

<地域力活用に向けた実証>

- ア 農業者団体の人材確保・育成に向けた取組
- イ 生産技術の習得・経営分析など新たな取組
- ウ 省力化作物や新たな栽培技術等の導入
- エ 地域の農産物を活用した商品開発
- オ 作物栽培から販路確保までの一体的な取組

<省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

- ア 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入
- イ 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）
- ウ 鳥獣被害防止対策
- エ 専門家等による助言

注：アのうち購入は補助率1/2以内。イ及びウは、実証に必要なものに限る。

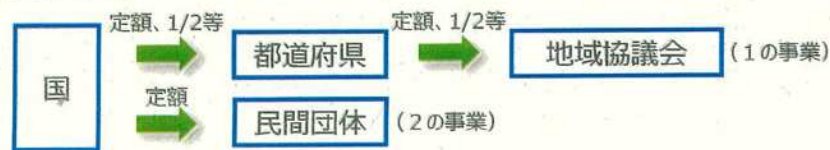
※地域協議会の構成員に、①農業者団体（農業者2人以上）、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと。
※農業者団体の農業経営体としての販売額の10%以上の増加又は生産コストの10%以上の削減等を成果目標に設定。

【関連事業】

2. 地域力活用サポート事業

各地域における地域力活用に向けた取組をサポートするとともに、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析や、これらの情報・知見の共有等を通じて、地域で「稼ぐ」ための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

<地域力活用に向けた実証>



<省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>



2. 地域力活用サポート事業



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち

中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

元気な地域創出モデル支援「地域力活用型」

事業要件等

事業内容：中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：2者以上の農業経営体、市町村、加工又は販売を行う民間団体を含む地域協議会

交付率（上限）：定額、1/2以内（上限3,000万円）

事業期間：1年間（計画期間：3年間）

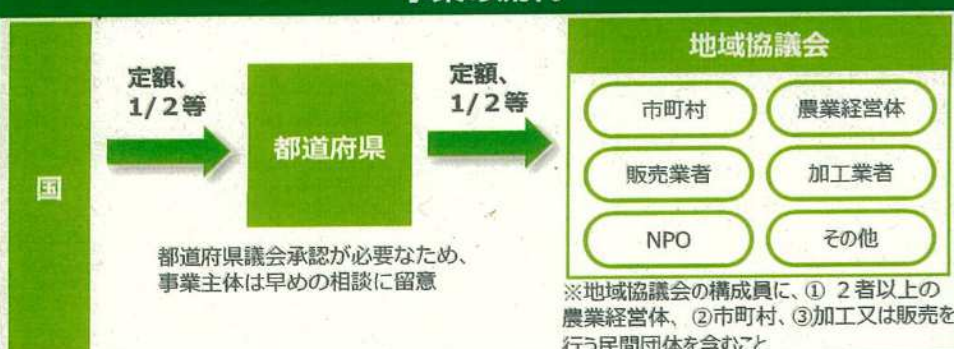
成果目標：（1）全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加 又は 全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減
（2）農業経営体の平均販売額が600万円以上 又は 全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上

交付対象経費

旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、報酬・給与等）、土地基盤・機械・施設等整備費

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認
※生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち購入費は交付率1/2以内

事業の流れ



取組内容

<地域力活用に向けた実証>

ア 農業経営体の人材確保・育成に向けた取組

人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等



イ 生産技術の習得・経営分析など新たな取組

新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等



ウ 省力化作物や新たな栽培技術等の導入

省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等



エ 地域の農産物を活用した商品開発

農作物の付加価値及びブランド価値の向上に向けた地域の農産物を活用した商品開発の取組等



オ 作物栽培から販路確保までの一体的な取組

生産・加工・流通・販売に関する地域経済の好循環に資する取組等



<省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

ア 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入

農業経営体等が実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入



イ 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）

実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等



ウ 鳥獣被害防止対策

実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等



エ 専門家等による助言

作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等

